

一生保険裁判連絡会

第四一号 二〇〇九年一二月発行
○事務局 つくし法律事務所
(〇七五一四一一四四)



全国生活保護裁判連絡会第15回総会特集

埼玉に80人集う!

生保裁判連の今年度の総会は、2009年の月20日にさいたま市において開催されました。

本号では総会の内容を簡単に報告します。

記念講演 暉峻淑子さん

「豊かさへのもう一つの道」貧困・地域・派遣村

(1)はじめに「現在の危機

政治が激動してきた。これを、市民の側にあっても「変わる」チャンスだと捉えたい。実際、貧困と闘う弁護士、人権を取り上げる弁護士が増えてきた。日本社会も少しずつ変わってきた。

一方で、刻々と社会状況は悪化している。被保護者は160万人。補足率が2割程度といわれるなかでこの数字である。数を見ると、朝日訴訟のときとかわらない。逆戻りしてしまった感すらある。

こうした危機が何からきているかと、労働が崩れてきているから、といわざるえない。今の日本では、ざつと正規労

働が3300万人、非正規労働が1700万人という状況になっている。非正規の悲惨さに焦点がよく当たられるが、正規もたいへん、鬱病がかなり増えている。社会保険適用逃れも深刻になっている。

(2)人間らしい生活・人間としての生活と労働・社会保障

労働は、生活の糧を得るだけではなく人生・生き甲斐にかかることである。人間の能動性の発露でもある。能力やアイデ

ンティティを活かして働くれば、労働は本来楽しいものだ。

人間とは、個人であり、社会人(社会のなかで生きる)であり、また自然人(情緒的存在)である。短い一生をどう過ごすか、それに対応する社会をどうつくるか。個人として認められる、生き甲斐を持つ社会にしていかなければならぬ。豊かな社会とは、どんな人間も排除されない、共存できる社会のこと。そして、生活の土台(社会資本、社会制度)が備わってい

ていない。生活保護を受けにくい。餓死まで出ている。たとえ受けられても、屈辱的な扱いをされる。直近の有効求人倍率は、0.43まで下がっているが、生活保護が下支えをしない。先進自治体ではワンストップサービスの開発が進んでいるが、これを当然にしていかなければならない。ハローワークと福祉事務所のたらい回しにしてはダメ。隙間を作らないようにする。秋葉原事件は世の中から見捨てられた人の例といえる。

ヨーロッパはそういう段階はもう抜け出して、生活保護を受けている人も人間らしい生活ができるようにしていく。例えば保護を受けている人は、1時間150円の仕事・社会活動(リサイクル活動、店番の手伝いなど)に携わっている。これは人々に誇りを持たせることにつながる。車も持てる(次の就職を見越してのこと)。中古車市場で100万円程度の値段がつくものは必需品として保有を容認している。ひとりひとりの状況や能力に見合つて決められている。職業に就けない人は判断能力が低い人が多いので、そういう判断能力を伸ばす場が作られる。単に職業訓練だけをするわけではない。全人間的な能力を伸ばす。職業訓

保険にも入れる。そういうところで何をしているかというと、例えば、中古家具をリノベーションして開発途上国に送っている。社会的に意味のある活動ということでその人に誇りを持たせているわけだ。

土台である。

(3)権利を主張するとは労働法や社会保障法の勉強だけではやはり足りない。知識を社会的行動に結びつける力を教育のなかでどう育んでいくか。「私が悪うございました」ではない。本当の自己責任とは、問題を社会化して世の中に働きかけていくこと。それは、解雇撤回を求めてする団体交渉もそうだが、生活保護の申請についてもいえることである。つまり、申請する前に、助けてくれる制度をまず学び、実際の申請では自分の権利として主張できるようにしていく。同伴者はあくまで一緒に座っているだけ。そうでないと最後まで受け身になってしまふ。個々人が人権意識をしつかりもつて、そういう人たちがつながっていく社会にしていきたい。助けてあげたいという思いは大切だが、最終的に困っている人たちが自分で立ち上がるだけ。そういうことが重要。目的は本人たちが自立していくことである。

人権意識を枯れさせないためには、社会に主張するということ。権利意識が一般常識になつていてこと。そして連帯すること。そういうことを意識して人権を守る活動をしていくよにしていかなければならない。

(4)日本の問題はどこにあるのか

福祉事務所の対応は朝日訴訟のときと何も変わっていない。ひどい暴言。「あんたなんか死んでもいい」「あんな人がうちにいるだけ。貧困ビジネスも広がっている。生きさせろ」「生活第一」

の市にいたと考へるだけで恥ずかしい」「売れるものはすべて売れ」とにかく受けている人を惨めな気持ちにさせる。若い人は半分程度しか職に就いていない。失業率の調査も必ずしも実態を反映できていない。発表数値の倍はあるはず。総務省家計調査が参考になる。生計を維持できる仕事に就いている人は全体の半分ほど。相対的貧困率(可処分所得)で2位、貧困度(税込み)で下から4番目。では日本はそんなに貧乏なのか。産業があげている利益はとても高い。労働分配率が低い。悪いのが決定的な問題。消費税導入前は所得税率が高かつた。お金持ちには暮らしやすい世の中になってしまった。巨大企業に都合のいい税制も問題。一方でボーメレスの悲惨な生活があり、派遣の拡大がある。大企業のもうけが国内に環流しない仕組みになつてしまつた。勤労者の所得が下がつてしまつた。資本の良心・善惡なんものはそもそもない。自分増殖を図ることが資本の目的。そこに人権を持ち込むのは、とてもないエネルギーと知恵がいる。資本の暴走の結果がサブプライムローンの破綻といえる。日本の最貧も世界最低レベル。

日本人はほんとうにおとなしいが、口を開けて待つているだけでは何も変わらない。悪くなつたなんか死んでもいい」「あんな人がうちにいるだけ。貧困ビジネスも広がっている。生きさせろ」「生活第一」

というのは変化の一端ではある。しかし社会人として誇りを持つて生きることにつながらなければ、單にもらうだけの運動になってしまふ。

企業に一票がなく生活者に一票があることの意味を考えたい。生きることのすべてが流れ込んでくる人間にこそ判断力があるからなのだ。選挙でも景気から社会保障に関心が移つてはいる。企業に自由をさせてその尻ぬぐいを生活保護でしている状況になりつつあるが、生活保護に落とし込んでいる責任を問うことまで視野に入れた運動が重要だ。

(5) おわりに

生き甲斐や誇りを持つて生きていける社会にどう変えていくか。高等學校無償条項の批准を留保しているのは日本とマダガスカルだけ。女性は半数以上が非正規。ドイツやオーストリアはナチスの反省があるので貧困を放置しない。個人にとってプラスでも社会にとつてはマイナスのことがある。非正規の拡大がその例。個々の企業にとつては都合がよくても社会では貧困が広がる。

格差社会になると合意形成できなくなるので民主主義社会が崩れていく。社会人になるということは、連帯意識を持つこと。民主主義のアキレス腱ともいえる問題で、ヨーロッパでは移民問題だが、日本では国内で格差が広がっている。民主主義社会の前提が通用しなくなっている。目先の問題から、構造や背景に目を向けていこう。個人が立ち上がる意識をもつ国に変えていこう。

特別報告



① 北九州違法指導指示事件訴訟、峰川訴訟勝訴報告

高木佳世子弁護士から北九州市において勝訴した二件の訴訟について報告された。

【違法指導指示事件】

北九州市が違法行為をやりたい放題だったときの事件。取り組み当初は自信がなかつたが、原告の勇気に励まされ、こんな目に合わされるなんて許せないという気持ちで取り組んできた。

原告世帯は、夫（高血圧、パニッケ障害）、妻（腰痛等）、二女（高校中退後家出がち）、三男（高1、不登校→中退→引きこもり）、三女（中1、不登校）。この世帯について、夫への自動車の借用禁止指示や二女の未申告収入を理由とした世帯員全員分の同意書提出指示に違反したとして保護停止処分がなされた（2003年8月29日付）。同年12月5日付の停止処分解除後、今度は就労指示に妻と三男が従わないとして保護廃止処分がなされた（2004年11月8日付）。

これらの処分を違法として無効

確認や取消を求めた争いは2009年3月17日福岡地裁判決で認

容され、処分や担当者の不当な行為によって生じた損害について6万円の賠償が命じられた。

判決は、停止処分に関する指示文書と弁明供与通知書の不交付という手続き無視を断罪した。また、2003年8月29日に、たまたま来宅していた世帯員外の長男が郵送されてきた停止決定通知書の受領を拒否したことは問題としながらも、「処分を知った日」は、後に担当者から説明を受けた同年11月18日頃と認定し、被告側の「審査請求がなされた同年12月5日は期間超過で不適法な申請である」とする主張を退けた。さらに、被告が「法令の要求する手続きを履践する姿勢が希薄」として慰謝料の請求も認容した。

また判決は、後の廃止処分について、一部の世帯員の指示違反で保護廃止するときは他の世帯員にも弁明の機会を与えるべきだ。しかし、原告の妻は「法第4条1項解釈の不明瞭さは従来の判決の範囲から踏み出せていない。また、他の論点は全く冷淡に切り捨てられた。しかしながら、自動車保有・利用を原則禁じた根拠としての「自動車利用で得る利益は最低生活の内容を超える」とする法第4条1項解釈の不明瞭さは従来の判決の範囲から踏み出せていない。また、他の論点は全く冷淡に切り捨てられた。

【峰川事件】
現在、控訴審で審理中。

原告世帯は、夫（67歳、難病悪化で介護要）、妻（74歳、夫の介護に専念）で門司市在住。1993年式の処分価値のない軽自動車を小倉南区の病院への通院に利用していたが、この利用が認められないとする指示に違反したとして、取り組みについて、保護申請を1

年半にわたり約10回拒否された「水際作戦」、受給中の住宅扶助不支給、無意味な転居指導による市

解除。

2009年5月29日福岡地裁

判決は、停止処分の取消の求めを認容し、約8ヶ月間の保護停止に

による損害の国家賠償60万円の支払いが命じられた（現在、収入認定しない方向で検討されている）。

しかし、別途求めた損害の国家賠償は棄却・却下された。

自動車の保有に関する論点で裁判所は、信頼関係のある病院（片道15往）への通院を「患者の医療機関の選択権を尊重する」という医療移送費の支給判断にも影響

する意義ある判断をし、維持費に関しても障害者加算で賄うこと

2008年度から認められたこと

も加味したのか柔軟な判断をし

た。しかし、自動車保有・利用を原則禁じた根拠としての「自動車

利用で得る利益は最低生活の内容を超える」とする法第4条1項解

釈の不明瞭さは従来の判決の範囲から踏み出せていない。また、他の論点は全く冷淡に切り捨てられた。

原則禁じた根拠としての「自動車

利用で得る利益は最低生活の内容

を超える」とする法第4条1項解

釈の不明瞭さは従来の判決の範囲

から踏み出せていない。また、他の論点は全く冷淡に切り捨てられた。

【峰川事件】
現在、2001年4月1日から

の家族介護加算認定（申請は2009年3月1日付）を求めて第二

次峰川事件として審査請求中。

② 三郷市申請拒否事件裁判の現状と勝利への展望

吉廣慶子弁護士から弁護団の代理人弁護士が転居指導に疑問を感じ三郷市福祉事務所に電話したところ、「いつも保護を受けると墮落する。移管（都に連絡）しなかつたのは本人たちのため」という信じられない返答があつたため、2007年7月11日に訴訟を提起した。

訴訟提起に先立つ同年3月15日には

さいたま地裁に面接相談記録等の証拠保

内からの追い出す「硫黄島作戦」を違法として、「申請を認められるまでの保護費相当額+不支給の住宅扶助相当額+廃止後東京都で保護開始となるまでの保護費相当額+慰謝料」の損害賠償を求め争つていいとの報告が行われた。

原告世帯は、夫（47歳、白血病で要長

期入院）、妻（46歳、うつで通院し働く

能力なし）、長男（24歳、ひきこもり→就労開始）、二女（中学2年）であるが、2005年1月から繰り返し保護申請する

が拒否され、その後、サラ金借り入れ、家賃・医療費・公共料金等の滞納と生活破綻を余儀なくされ、長男の雇い止めを経た2006年6月21日に弁護士同行に

よりやつと申請が認められて保護開始。

しかし、賃貸借契約の期限切れ後更新契約書がないとして、契約解除でないにもかかわらず住宅扶助は認定されず、被告から東京都内へ転居するよう説得を受けた。その後、8月31日の転居により三郷市での保護は廃止された（夫は9月1日の一時退院により廃止）。転居先の都内で保護申請したのは9月26日だが、三郷市は新たな担当福祉事務所に何の連絡も行わなかつた。

代理人弁護士が転居指導に疑問を感じ三郷市福祉事務所に電話したところ、「いつも保護を受けると墮落する。移管（都に連絡）しなかつたのは本人たちのため」という信じられない返答があつたため、2007年7月11日に訴訟を提起した。

訴訟提起に先立つ同年3月15日には

さいたま地裁に面接相談記録等の証拠保

全を申立て、「5月18日に認められた。裁判所は「情報開示で間に合う。前例がな

い」としてなかなか証拠保全を認めてくれなかつたが、「情報開示による文書

は黒塗りが多いし、資料の抜き取りで「ごまかされる」とみんなの力で突破。結果、当初被告側が用意した2、3枚の資料に加えてパソコンに残っていた記録がみつかったり、裁判を有利に導く材料が発見されている。

今後、証人尋問を迎えると攻防が激しいが、原告を支えることを第一に頑張っていきたい。

③ 生存権裁判の現状と加算復活の取組み

全国で展開されている生存権訴訟について、北海道弁護団事務局長である中島哲弁護士から、母子加算削減問題と訴訟の意義について報告がなされた。

保護基準そのものを問う生存権裁判は、まずは20歳以上の高齢者に支給されていた老齢加算17,930円が2004年から段階的に削減され2006年度から全廃されたことに対する訴訟からスタート。2005年4月27日の京都地裁に提訴が行われた。その後母子加算23,310円も一部（高校生年齢対象）が2005年度から段階的に削減され2007年度から全廃されたことの当否を争つて提訴が行われた。現在では、両加算削減が生存権を侵害し憲法第25条違反と訴える訴訟は9都道府県・原告116名に拡大している。

残念ながら、2008年6月26日東京地裁判決、同年12月25日広島地裁判決と敗訴（不当判決）が続いている。

母子加算について争った広島地裁判

決については、実は個人的には判決 第1分科会報告

前にクリスマスプレゼントを期待して、その後に裏切られた思いだつた。制度改正について、4名の方々から「おかしい」とする熱気が満満し、後に展開された運動はマスコミ世論を巻き込んでいった。母子加算廃止は、厚生労働省の社会保障審議会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が2004年12月に提出した

報告書の「一般の母子世帯での食費等の消費支出額の平均が、母子加算を加えた生活扶助基準額を下回つていた」とする調査データを根拠とする。しかし、2009年6月末の参議院厚生労働委員会で厚労省が「このデータが統計的に有意なものであるかどうかは確認できない」と答弁するなど廃止の根拠も崩れ、野党4

党が提出した「母子加算を復活させる生活保護法改正案」が参議院では可決されるに至つた。

8月の総選挙では、母子加算の復活をマニフェストとした民主党が勝利し、この問題に関する民主党プロジェクトチーム座長である長妻昭氏が厚生労働大臣に就任することになりました。そして、政権交代で母子加算の復活が期待されていました。母子加算の問題は子どもの貧困に直結する問題であるだけに、今後も気を緩めることなく、老齢加算の復活もあわせて問い合わせを続けています。

8月の総選挙では、母子加算の復活をマニフェストとした民主党が勝利し、この問題に関する民主党プロジェクトチーム座長である長妻昭氏が厚生労働大臣に就任することになりました。そして、政権交代で母子加算の復活が期待されていました。母子加算の問題は子どもの貧困に直結する問題であるだけに、今後も気を緩めることなく、老齢加算の復活もあわせて問い合わせを続けています。

次に、札幌学院大学の嶋田佳広さんから、ドイツの公的扶助の改革や日本の生活保護との相違点に触れたところから、子どもに対する給付額について違憲判断を示したドイツの裁判所

の決定についてご報告を頂きました。ドイツでは、従前、一定の基準の給付とは別に必要なときに必要な一時給付や現物給付を附加して、全体として需要を充足させてきたそうです。例えば、冬服のマントが欲しいとき、「私にマントを買うお金を下さい」、「マントを下さい」と申請すると、それを受けて、本当に寒いのか、服がないのか、確認して需要を充足させてきたということでした。それが改革によつて法律に金額が明示されて一律の給付になつたそうです。新しい制度の利用者は700万人くらい、保護率は約9%に達するそうです。行政も個別に対応する手が回らないので、「丁寧型から簡素型に変えた」という言い方もできるところでした。新制度では13歳以下の子どもに対する給付額が大人の給付額の60%とされたのですが、裁判所はその60%に根拠がないと判断したそうです。例えば、教育需要については、大人には教育は不要なので大人の給付額には入っていないけれども、それを子どもにあてはめると60%に教育費は入つてこないことになつて説明が困難であるとのことでした。そして、嶋田さんは、日独比較の視点から、日本では、従前のドイツの制度設計と違つて包括的に給付額を決定した後で、賃料や住宅扶助費より高い賃料に対する影響も大きい、と注意を喚んでいました。その後、京都市役所の森さんから実施要領の改正についてご報告を頂きました。森さんは、行政内部の人間と自動車保有について要件を緩和させた意義は大きいと力説されました。福祉事務所の窓口にやつてくる人のうち生活保護を諦める人で庄倒的に多いのは自動車を保有している人と預貯金を保有している高齢者だそうで、これまでの運用では自動車保有を理由に保護の抑制を行つてきた経緯があるそうです。それが、2008年の実施要領改正で概ね6ヶ月以内に保護脱却する場合には6ヶ月間の処分指導の保留を容認するとされ、今年の実施要領改正では、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域」という限定はあるものの求職中も乗つていいと使用を容認する方向に一步踏み出すなどの改正があつたそうです。森さんは、厚労省がこのようない改訂に踏み込まざるを得なかつたところに、これまでの裁判闘争や運動の力を感じるとのことでしょ。ただ、現場の実態としてホームレスの状態で自動車に寝泊まりしている人もおられるということで、処分価値のない自動車や軽自動車の保有を容認するなどの検討が必要ではないかということも付言されました。また、森さんは、2008年度の実施要領改正で申請意思の確認を面接記録票にチェックすることになつた点について、現場



の実態としては、例えば、仙台市では「未確定」という項目を設けたり、福岡市や北九州市では「不明」という項目を設けたりしている。そこで、各地の検証の必要性にも触れられました。森さんは、法改正でないと突破できないものもあるけれども、実施要領ができることを少しずつ実現させてきたのではないか、これまでの運動の成果を確認されました。

最後の報告として、東京の森川清弁護士から日弁連が昨年11月に公表した生活保護法改正要綱案についてご報告を頂きました。改正要綱案には4つの骨子があるということで、①水際作戦を不可能にする制度的保障、②保護基準の決定に対する民主的コントロール、③権利性の明確化、④ワーキングプアに対する積極的な支援に実現、と並んで、⑤扶助基準の簡素化、⑥扶助金の削減、⑦扶助金の支給方法の変更を紹介しました。さらに、森川弁護士は、今年10月から動き始める第2のセーフティネットについても言及されました。住宅手当について資産要件が緩和されている点など一定の評価をしつつ、権利制がなく争いにくい点などの課題を指摘され、今後、第2のセーフティネットを恒久化する方向で議論が必要であると強調されました。そして、現在、日弁連が社会保障のマスター・プラン作成に向けた準備をしていることも紹介されました。

第1分科会では、参加者が比較的小少人数だったため、報告を受けて助言者の尾藤弁護士から総括して頂いた後、全員から感想や意見を出しました。もう一度、意見交換を行いました。そのなかで、申請意思の確認について、京都都市では、2008年の実施要領改正を受け、現場では「申請します」と言わされたら受理せざるを得ない運用になっていた一方、北九州市では、福祉事務所で説得を受けて納得したら「申請意思なし」にされているということで、改めて、実施要領の改正がなされることについての違和感を語るとあることについての違和感を語るとともに、国会議員も保護基準が厚生労働大臣の告示で変更できることを知らず、「国会にあがつてきたらやる」という反応が返ってきたエピソードなども紹介されました。その他、森川弁護士は、法律の名称変更や用語の変更を紹介とともに、ワーキングプアに対する積極的な支援として、一層困った状態になる前に、住宅、医療、生業について分離して生活保護の1・3倍基準で出す改正内容を紹介されました。さらに、マスコミ関係者の方も参加されており、母子加算が復活した場合でも、学習支援費など新設された制度との重複調整、さらに子ども手当が新設された場合の重複調整が行われるのではないかという指摘があり、母子家庭に対する支援の中身が問われていることが確認されました。これまでの裁判や運動の成果が着実に実施要領の改正や政権交代による政策転換に現れていることを確認しつつ、残されている課題を法改正で実現する必要性があること、特に生活保護基準については、憲法25条でどのような生活を保障しようとするのか、それをどう維持するための苦労、立証の苦労、主張の工夫、被告の主張の不正当性などを、社会保障制度全体を見渡した幅広い議論が必要となつていていることを確認できた分科会だつたと思います。

この点、返還を求めるのはおかしいという点については一致し、63条返還を認めなかつた裁決が兵庫で出ているという報告がありました。

問題となつたのは理論面で、保護費の過払いについては63条返還の対象にするという根拠が実施要領や通達等には全くなく、そもそも63条返還の起案は行わないという立場の方がおられました。

ここでコード・ディネーターから、昔は63条0円返還ということをどんどんやつていた、福祉事務所では昔、住民の生活実態から生活保護法や実施要領を見る姿勢が必要だと教わった。今のCWは数年で移動するから、向き合つて仕事をせず、実施要領に生活実態を合わせようとするので、窮屈になるのではないかとの報告もありました。結局根拠について結論は出ませんでしたが、63条に基づいてやって

もに、国会議員も保護基準が厚生労働大臣の告示で変更できることを知らず、「国会にあがつてきたらやる」という反応が返ってきたエピソードなども紹介されました。その他、森川弁護士は、法律の名称変更や用語の変更を紹介とともに、ワーキングプアに対する積極的な支援として、一層困った状態になる前に、住宅、医療、生業について分離して生活保護の1・3倍基準で出す改正内容を紹介されました。さらに、マスコミ関係者の方も参加されており、母子加算が復活した場合でも、学習支援費など新設された制度との重複調整、さらに子ども手当が新設された場合の重複調整が行われるのではないかという指摘があり、母子家庭に対する支援の中身が問われていることが確認されました。これまでの裁判や運動の成果が着実に実施要領の改正や政権交代による政策転換に現れていることを確認しつつ、残されている課題を法改正で実現する必要性があること、特に生活保護基準については、憲法25条でどのような生活を保障しようとするのか、それをどう維持するための苦労、立証の苦労、主張の工夫、被告の主張の不正当性などを、社会保障制度全体を見渡した幅広い議論が必要となつていることを確認できた分科会だつたと思います。

この点、返還を求めるのはおかしいという点については一致し、63条返還を認めなかつた裁決が兵庫で出ているという報告がありました。

問題となつたのは理論面で、保護費の過払いについては63条返還の対象にするという根拠が実施要領や通達等には全くなく、そもそも63条返還の起案は行わないという立場の方がおられました。

ここでコード・ディネーターから、昔は63条0円返還ということをどんどんやつていた、福祉事務所では昔、住民の生活実態から生活保護法や実施要領を見る姿勢が必要だと教わった。今のCWは数年で移動するから、向き合つて仕事をせず、実施要領に生活実態を合わせようとするので、窮屈になるのではないかとの報告もありました。結局根拠について結論は出ませんでしたが、63条に基づいてやって

いる以上、「保護の実施機関が定

める額を返還」と規定されているので、0円と定めるということも可能ではないか、との意見もあり、一定落ち着きました。

最後に、埼玉県では、全県的に、申請を受けなければならないというようになつてきている、それでもまだ不十分である、という意見がありました。また、学者、裁判官、弁護士、ケースワーカー等、同じ生活保護を見ていても、全く見え方が違う、こういう場に意見もありました。さらに、実施要領の、「生活保護実施の態度」をどれほど的人が読んでいるのか、たまには読まないといけない、という意見もありました。



第3分科会報告

1 第3分科会は「社会保障の危機と生活保護」と題し、大阪市立大学の木下秀雄教授及び埼玉県社会保障協議会の舟橋さんを司会者とし、当連絡会事務局長の竹下義樹弁護士を助言者として、参加者32名（司会・報告者・助言者計6名、一般参加者26名）で行われた。

2 まず、埼玉共同病院の竹本耕造さ

んが「国保・後期高齢者医療問題」として、医療生協ないし埼玉県における民医連の同問題への取り組みを紹介された。

埼玉県全体では全国都道府県中1番目に高い国保料滞納率であり、小泉内閣下で滞納世帯への制裁が強化されたが、この間の運動の成果によつて意見もありました。さらに、実施要領短期証・資格証の発行を激減させた、とりわけ川口市では4000件超（2007年）から399件（2009年）と10分の1以下に減らしたことであつた。

また、国保料滞納のため受診が遅れ死亡に至つた事例についても3件報告された。そのなかで生活保護窓口での違法な申請権侵害も幾つか明るみになつていて、保険証のないことが受診抑制につながら、疾病的治療がしばしば手遅れになることは明白であり、事例を集積したうえで対県・対市交渉を行つてきたとのことであった。

次に、後期高齢者医療制度についても報告があつた。「医療費の適正化」なる文言が法文に盛り込まれ独自の診療報酬体系となり、医療費削減のための制度という側面が強調された。「痛みを実感してもらうためにこの制度を作つた」という厚労省の言葉通り、患者・医療機関の双方に対して受診抑制・診療制限の影響が出ているとのことであつた。同制度の導入に従い短期

間で、生活保護や国保法44条の活用もさることながら、無料低額診療の収集まつて議論することが重要だ、との意見もありました。さらに、実施要領の、「生活保護実施の態度」をどれほど的人が読んでいるのか、たまには読まないといけない、という意見もありました。

3 次に、NPO法人ほつとポットの藤田孝典さんが、「ホームレス支援とハウジングニア」として、無料・低額宿泊所の実態なし問題点や同法人の取り組みについて報告された。

同法人には年間約1000件の相談が舞い込むが、うち8割が家のない相談者だという。さいたま市内を中心不動産屋約20社と連携し「家がなくても」「保証人がなくても」入居できる体制を作つたり、地域生活サポートホームといふ居宅も90世帯分用意して対応しているとのことであつた。生活保護の申請同様も行つてはいるが、東京・大阪などの大都市圏とは異なり地方都市ではホームレスへの保護適用のノウハウは確立されないと到底言い難く、現場でも混乱がみられるとのことであつた。なお、アパートから生活ができなく家賃滞納等で出てしまい再度路上に出る割合はわずか5%程度である。「ホームレスは居宅生活ができるない」という福祉事務所の偏見を払拭するに十分なデータと言えるのではないか。

やはり同制度自体を廃止するよりほかはない、長妻新大臣が「廃止する」と発言したが注意を持って見守る必要があるとの意見もありました。しかし、これはNPO等が「つなぎ役」となつてることによつて、有機的組みが今後さらに重要度を増すと思われ、埼玉県でも実施を予定しているとのことであつた。

また、法律家等とも連携を取りつつ法的手段を準備中とのことだが、第2種社会福祉事業である同宿泊所は苦情窓口もなく専門家の配置もない。しかかも自立支援のためのしくみも皆無のため、失踪率も極めて高く、1年内に3~8割の利用者が失踪し路上に戻るという驚くべき実態とのことであつた。

以上を踏まえれば、地域福祉におけるインクルージョンの流れをホーミレスにも適用する必要があること及び、そのためには居住支援のNPOが必要であることは明白である、当事者を支えアフターフォローへも行うNPOが存在すれば本人もさることながら不動産屋や家主のため負担のない人が大多数だつたが1割負担が課され、しかも作業所で働くことにも1割負担させるという悪法である。

4 3番目に、障害者自立支援法違憲訴訟の埼玉弁護団主任の柴野和善弁護士から、同法の問題点や訴訟のポイントなどについて報告があつた。

同法の対象となる大半の障がい者は収入の途が障害基礎年金しかなく、福祉サービスの利用に当たつて利用費用負担のない人が大多数だつたが1割負担が課され、しかも作業所で働くことにも1割負担させるという悪法である。例えば「月3000円の利用料を払つて月1000円の工賃をもらう」実態にある。例えば車いすの人にとって「車いすを買うのに1割負担」というのは選択の余地がない問題であつて、応益負担の考え方をあてはめるのはおかしいとのことであつた。また、自立概念についても問題であり、障がい者が障がい者として社会に参加していくことでも自立と解する発想に乏しいことであつた。

しかしこうした偏見は根強く、救護・更生施設、宿所提供的施設などの「法内施設」が圧倒的に足りないことや、この間と強調され、実際の事例も紹介された。また、障害のある場合には小規模グループホーム等を用意したり、不足している公設シエルターも増設し専

せ福祉」の施設が急増し、「貧困ビジョン」が「国保・後期高齢者医療問題」として、医療生協ないし埼玉県における民医連の同問題への取り組みを紹介された。そこまで差別化を図るなどの整備も必要のことであつた。さらに、地域の余っている社会資源を掘り起こすとともに、NPO等が「つなぎ役」となつていくことによつて、有機的組みが今後さらに重要度を増すと思われ、埼玉県でも実施を予定しているとのことである。無料・低額宿泊所は保護費の大半（9割以上）を巻き上げる。「手元にお金が残らない」ということであつた。

これが、その象徴が「無料・低額宿泊所」

己責任論極まる論法であり障がい者の自責の念を強く酷いものであり、施設から離れてしまつていた人も多いとのことである。弁護団も実際に現場を体験することによつて例えば行動支援についての考え方が一変した、是非裁判官にも体験させる必要がある。その他法的問題点については形式論が多く国から主張されているが、国の本音は「支援費制度では財政が持たない」ことにあるといふこと、社会権と自由権のクロスする問題であること等についても説明がなされた。

民主党マニフェスト、厚生労働大臣コメントにより同法は廃止の見込みとなつたが、法律の廃止だけが目的ではなく裁判は続くとのことであつた。

5 その後自立支援法違憲訴訟の当事者家族の発言があつた。「息子が施設で安心して暮らせない」「日割り計算になつて、施設側も人間としての責任を果たせる制度でなくなつてしまつた」「生活保護にならないよう補足給付をするという非常に複雑なやり方をしているという問題点もある、勉強を深めたい」等といった重みのある発言が相次いだ。

6 その後会場発言なし質疑応答の時間がもたれた。

資格証の対象者は国保保険証を持つている人に比べ受診率が50分の1といふ驚くべきデータが紹介された。なお、藤田さんによれば、年間800人のホームレス相談者のうち保険証を持っているのは10枚くらいに過ぎず、大半は医療から排除

されているとのことであつた。また、2006年の「高齢者生活実態調査」の結果や、2009年3月の「駆け込み大相談会」の取り組みについても報告があつた。さらに新型インフルエンザへの備えについても国保料滞納の問題が影を落とす等といった発言もあつた。

木下教授はこれまでの議論を振り返り、「小泉改革の傷跡として、サービス提供者と利用者の間に『作られた対立構造』が発生したこと」とのまとめから会場発言を促したところ、国保、介護保険、路上支援、更生保護施設などの各分野から活発な報告がなされた。

疾病の早期発見・早期治療のために何が必要なのか、極めて有益な議論がなされた。

6 その後、自立支援法と後期高齢者医療制度について、現行制度を廃止した後の制度設計や、その中での裁判戦略等について、さまざまの意見が出された。

運動の交流

東京・生存権裁判の現状報告

弁護士 渕上隆

本年10月15日に東京高等裁判所で老齢加算廃止措置取消訴訟

（東京生存権裁判）の証拠調べ期日

が開かれ、富家貴子氏（金沢星陵大

学非常勤講師）に対する証人尋問と原告（控訴人）2名に対する本人尋

問が行われた。

富家氏は、老齢加算創設時の厚生省の担当者に聞き取り調査を行つており、その調査結果に基づき、老

齢加算が老齢福祉年金の導入に伴う単なる「みあい加算」ではなく、

生活保護制度本来の趣旨に基づき創設されたものであること、したがつて、この点で、老齢加算をあたかも政策的な「付加的」給付と見なした上で老齢加算廃止を正当化した1審判決の判断は誤りで動かす力となることであつた。

は、先行する研究等に基づき老齢加算廃止に至る検討過程の問題点を明らかにし、京都で行った生活保護受給者が、先に実行する研究等に基づき老齢加算廃止により、『健康で文化的な最低限度』の生活が送れたなつている実態についても明らかにした。また、原告2名も老齢加算廃止による生活状況の変化、そして、生存権が侵害されている実態について明らかにしました。

東京訴訟では、次回、2010年2月9日に結審を迎えることとなる。弁護団としては最終準備書面作成に向けて力を注ぐこととなるが、母子加算が復活することとなつた現在、老齢加算についても復活させるよう、政治や世論に働きかけていきたい。全国のみなさんにもお力添えをお願いする次第である。

この政治はそんなに甘いものではありませんでした。本年10月12日の読売新聞で、生活保護世帯に対する高等学校等就学費や学習支援費を廃止する財務省の意見が根強いとの報道が流れました。財務省は、生活保護の母子加算を復活する代わりに、ひとり親世帯に限らず保護を受けている高校生に支給する高校等就

学費（受験料、入学準備金、授業料、教材費、通学定期代等）と、本年7月に創設された学習支援費（参考書代など、小学生2,560円／高校生5,010円）を廃止しようと迫つているということでした。これらは、民主党など当時の野党四党が母子加算復活法案を共同提案した本年6月頃、自公政権のもと、厚生労働省が代替策として説明していたものです。当時の野党四党は、これらが代替策とはならないとして、自公政権に母子加算の復活を求めていたはずでした。しかし、政権交代後、財

務省がまったく同じ論理を振りかざして立ちふさがつたのです。

そもそも高校等就学費は、保護費等を原資とする学資保険への加入の可否が争われた中嶋訴訟の最高裁判決で原告が勝訴したことを受け、2

005年度から創設されたものです。その支給対象は、高校生のいる保護世帯で、母子世帯に限りません。また、学習支援費も、生活保護世帯の貧困の再生産を防ぐ趣旨で本年導入されたもので、支給対象は母子世帯に限りません。いずれも、母子加算廃止とは趣旨が異なるもので、母子加算の復活に伴つてこれらを廃止する合理性は存在しないのです。

市民団体のメンバーは、財務省の抵抗を受け、本年10月19日、急遽、わずか2日後の21日に緊急の院内集会を開催することを決めました。院内集会では、母子世帯のお母さんたちが実態を報告してもらい、裁判連を含む14団体の連名で「母子加算復活の裏で高校就学費等廃止なら公約違反！鳩山首相の決断を求める緊急声明」を発表しました。そして、その日の夜、鳩山首相の決断により、高校等就学費と学習支援費の廃止なしで母子加算復活が決定したのです。

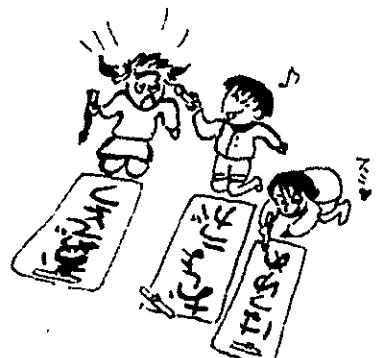
ただ、この復活劇も不安の種を残すものでした。今回の復活には、予備費が充てられたうえ、来年度予算では概算要求の中で金額を示さない「事項要求」とされました。そのため、年末を迎えて来年度の予算が議論されるなか、来年度に母子加算が削られる可能性が出ています。また、母

子加算に先行して廃止された老齢加算に至つては、母子加算復活の最中にあつても蚊帳の外に置かれ、復活に向けた具体的な動きがありません。

そこで、本年12月1日、市民団体のメンバーは、母子加算復活を踏まえ、生存権裁判の原告らとともに記者会見を開き、生保裁判連を含む13団体の連名で「母子加算の完全復活と老齢加算の復活などの生活底上げを求める共同声明」を発表しました。政権交代に託された市民の思いを訴え、「コンクリートから人へ」の全面的な政策転換を求めたのです。

いま、日本は歴史の転換点を迎えており、市民の力が問われています。母子加算復活を突破口にして、市民生活の底上げに全面転換できるか、正念場を迎えていきます。

本年12月14日には、生存権裁判としては政権交代後の最初の判決となる京都地裁判決が言い渡され、老齢加算、母子加算の両方について、改めて司法の判断が示されます。生存権裁判はすでに東京、広島、福岡で3連敗を喫しており、まつたく楽観できません。京都地裁判決の結論を問わず、判決後に市民の声をどこまで国政に届けられるかが政策転換を実現していく上で極めて重要となります。これまで共に闘つてくださった皆様に感謝申し上げるとともに、改めて、気を引き締め直し、力強い応援とご支援をお願い申し上げます。



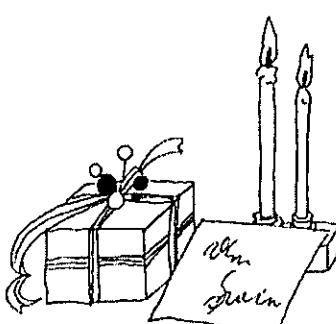
岸和田市（大阪）で稼働能力の不活用を理由にした申請却下を提訴——求職活動をする交通費もないのに「稼働能力の活用が図られるため最低生活維持可能」？！

岸和田市の生活保護申請『却下』の取り消しを求める裁判を支援する会代表世話人 木下秀雄

2008年7月に岸和田市（大阪）

は、「稼働能力の活用が図られるため最低生活維持可能」と言う理由で保護申請を却下しました。申請したのは夫（35歳）と妻（43歳）のご夫婦で、どちらも中学校卒、運転免許など資格を持っていませんでした。お二人はすでに5月に福祉事務所に生活保護を求めに行きましたが、申請としてすら扱われませんでした。そのときの所持金は数百円でした。そ

らく奈落に突き落とす口実にさせではありません。これまで生活保護の「稼働能力活用」規定を正面に据えて争った訴訟は、バブル景気崩壊の頃1993年7月に名古屋市で始まった林訴訟でした。林訴訟は1審での勝訴と、運動の面でさまざまな成果を上げましたが、残念ながら控訴審、最高裁では林さん敗訴で裁判は終了



婦はこれに対して審査請求を提起しました。今回の岸和田の訴訟は、ましたが、大阪府は2009年6月 生活保護利用支援が全国的に広がり、失業者を受け止める上で生活保護制度の重要性が社会的に広められました。ご夫婦はその後も保護申請したのですが何と5回も同じ理由で却下。そこで11月10日この2009年7月7日の申請に対する却下決定の取り消しと国家賠償訴訟を提起しました。

2009年11月10日に、100人余りの人が集まって、「岸和田市の生活保護申請『却下』の取り消しを求める裁判を支援する会」を結成しました。当事者、支援する夫婦は一生懸命仕事を探して、何とがやつとの生活をしているのに。」人たち、弁護団、力を合わせて何と私たち夫婦は一生懸命仕事を探し、それでもなかなか私語ごとに「私たち夫婦は一生懸命仕事を探し、それでもこの訴訟に勝利して、岸和田の生活保護行政のありようを変えるとともに、現在の失業や生活が決まります、苦しい生活をしています。毎月払うものも払えず滞納もしています」と、ご夫婦は訴えていました。

田の生活保護申請『却下』の取り消しを求める裁判を支援する会の事務局は、岸和田市生活と健康を守る会内（岸和田市上野町西1号）にあります。生存権裁判は7月、本会の年会費は団体会費5,000円（一口）、個人会費1,000円（一口）です。

記憶に新しいところです。2009年年末にはこうした「年越し派遣村」ではなく、生活保護制度がまともに機能することで、最低生活を下回る生活に落ちる人と一人も出させないようになります。そのためにも、生活保護法の「稼働能力活用」規定を、生活に困窮している人をさらに奈落に突き落とす口実にさせてはなりません。これまで生活保護の「稼働能力活用」規定を正面に据えて争った訴訟は、バブル景気崩壊の頃1993年7月に名古屋市で始まった林訴訟でした。林訴訟は1審での勝訴と、運動の面でさまざまな成果を上げましたが、残念ながら控訴審、最高裁では林さん敗訴で裁判は終了